

# 登米市休日の部活動 地域展開(地域移行) について



令和7年8月 登米市教育委員会

# 学校部活動からスポーツ・文化芸術活動への展開イメージ

## 部活動



## 教育活動

## 学校教育

- ◇人間性・社会性の育成
- ◇自己肯定感、責任感、連帯感の涵養
- ◇普及・振興
- ◇生徒指導 等

教育活動のスポーツ・文化芸術から、スポーツ・文化芸術を楽しむ活動への転換

単なる移行ではなく、この機会を活かして新たな価値を生み出し、子どもたちの多様なニーズに応え「子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を整備していく」ことが重要です。



## 地域クラブ活動

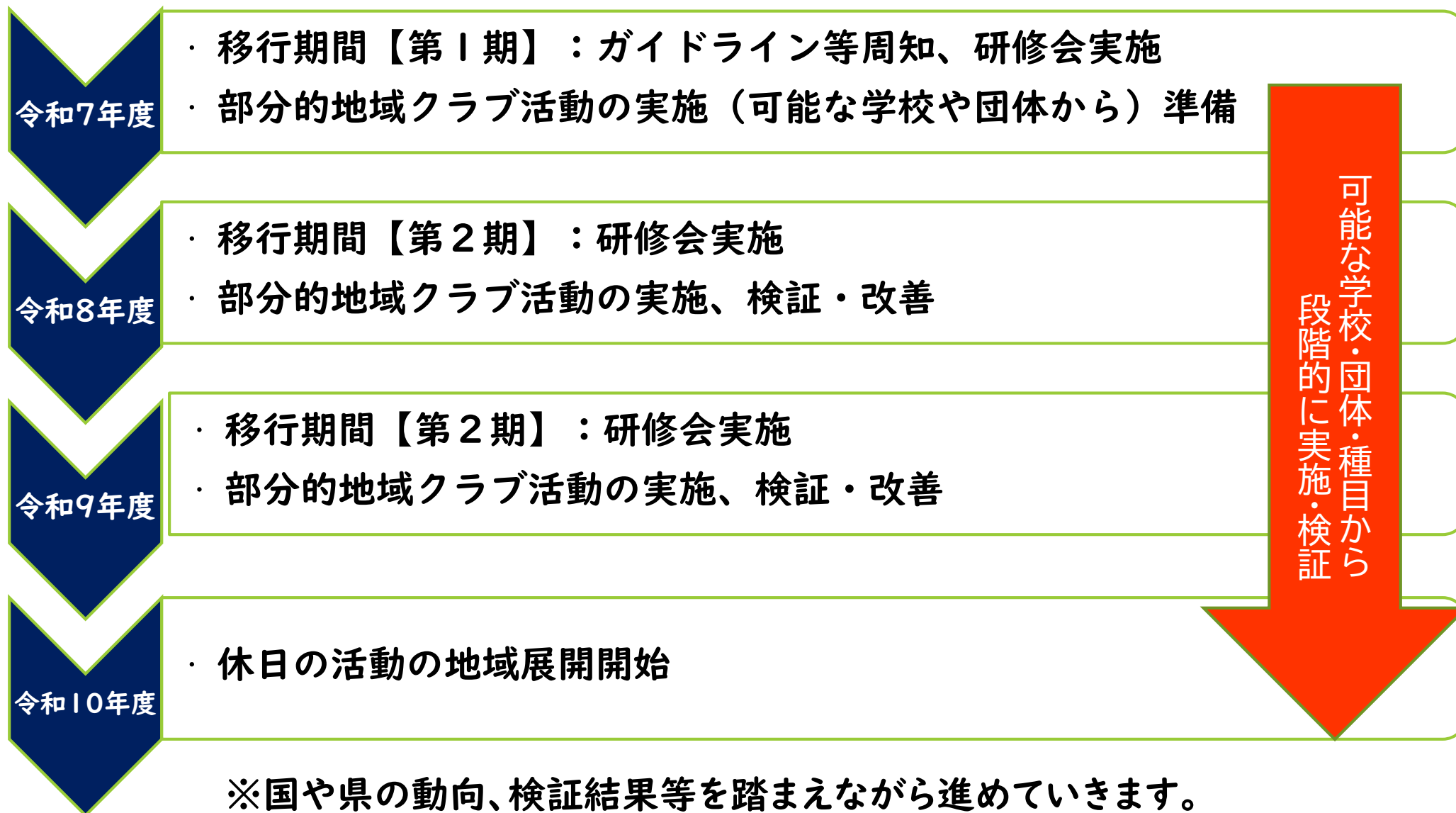


## 活動の魅力を楽しむ

## 社会教育

- ◇競技志向
- ◇エンジョイ志向
- ◇専門的な指導による競技力や技術の向上
- ◇多種多様なスポーツ・文化芸術活動の体験
- ◇世代や学校の枠を越えた活動 等

# 登米市の部活動地域展開（地域移行）スケジュール



# 登米市学校部活動及び地域クラブ活動ガイドライン第1版

## 【策定趣旨】 ※一部抜粋（登米市HPガイドライン参照）

- ◆ 学校部活動が生徒にとって望ましい環境となるようにする。
- ◆ 将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるようにする。
- ◆ 新たな地域クラブ活動を整備するために必要な考え方を示す。
- ◆ 休日は、多くの生徒が自主的に地域のスポーツ・文化芸術活動に参加し、同好の幅広い年代や他校等との交流活動を通して、互いが高め合うとともに地域活動が活発に行われるようにする。
- ◆ 学校部活動の教育的な意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整える。
- ◆ 各学校及び中体連等の大会を運営する団体においても、地域や競技団体等の実情に応じながら、環境整備に向けて取り組むことが望ましい。

# 地域クラブ活動形態イメージ

## イメージ1. 現行の部活動と連携して活動する地域クラブ

→部活動を継承する形

中学校と受け皿となる  
地域クラブでの連絡調  
整の必要があります。

## イメージ2. 部活動種目を含む多様な地域クラブ

- ①競技志向
- ②エンジョイ志向

## イメージ3. 部活動種目以外の多種多様な活動をする地域クラブ

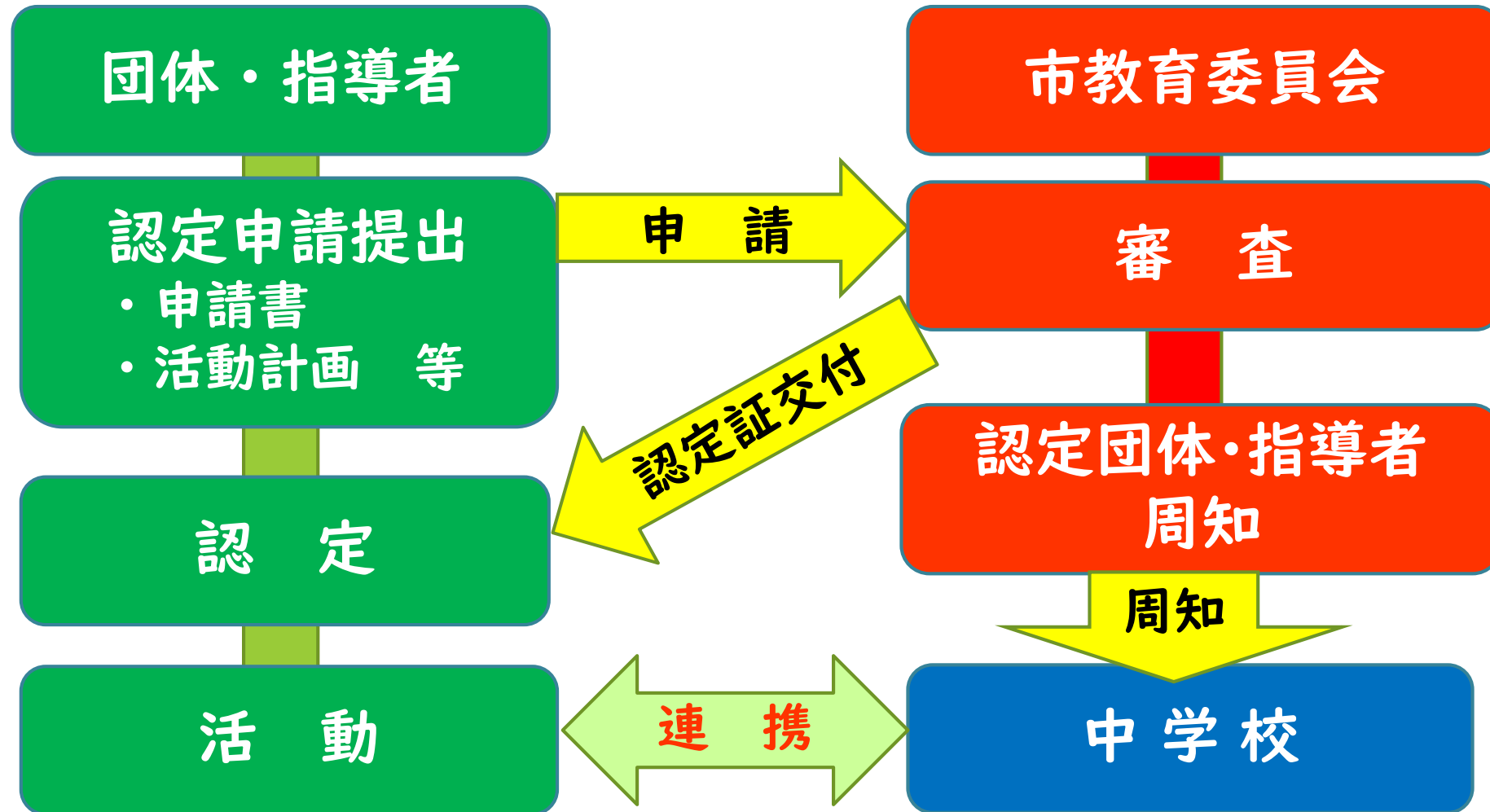
- ①世代を越えた活動
- ②ニュースポーツや障がい者スポーツ、文化芸術等の体験  
会等

## ◆移行期間【第2期】の休日のイメージ

|       | 平 日<br>(月～金) | 土曜日                        | 日曜日 |
|-------|--------------|----------------------------|-----|
| イメージ1 | 学校部活動        | 学校部活動                      |     |
| イメージ2 | 学校部活動        | 学校部活動と連携した地域クラブでの練習・活動に参加  |     |
| イメージ3 | 学校部活動        | 地域クラブ活動での練習・活動に参加（部活動種目以外） |     |

○週当たり2日以上の子養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

# 登米市地域クラブ活動団体・指導者認定の流れ



◆認定の有効期間は、認定を受けた日から4年を超えない年の3月末日とする。

# 登米市部活動地域移行Q&Aから

Q 休日の部活動が地域に移行した場合、平日の部活動はどうなりますか？

A 平日は今まで通りの部活動（学校教育での活動）で変わりません。

【活動イメージ】

|           | 月                       | 火 | 水 | 木 | 金 | 土                               | 日 |
|-----------|-------------------------|---|---|---|---|---------------------------------|---|
|           | 学校部活動                   |   |   |   |   | 地域クラブなどの活動                      |   |
| 活 動       | 平日の学校部活動(現状のまま)         |   |   |   |   | 原則どちらか1日(3時間以内)                 |   |
| 指 導 者     | 教職員など                   |   |   |   |   | 地域クラブの指導者・教職員の兼職兼業              |   |
| 位 置 づ け   | 学校教育活動の一環               |   |   |   |   | 社会教育活動                          |   |
| 運 営       | 各学校                     |   |   |   |   | 地域クラブ団体<br>(スポーツ少年団・クラブチーム等)    |   |
| 保 険       | 学校の保険<br>(日本スポーツ振興センター) |   |   |   |   | 一般のスポーツ保険等<br>(スポーツ安全保険推奨)      |   |
| 活 動 場 所   | 学校の教室や体育館、校庭など          |   |   |   |   | 学校の体育館や校庭、<br>公民館や市の体育館、グラウンドなど |   |
| 活 動 の 対 象 | 学校の生徒                   |   |   |   |   | 学校の生徒に限らず住民すべてが対象               |   |
| 費 用       | 用具＋交通費等の実費              |   |   |   |   | 所属するクラブの会費＋用具、交通費等の実費           |   |



# 登米市部活動地域移行Q&Aから

Q 休日の地域クラブとして活動したい場合はどのようにすればいいのですか？

A 登米市のホームページ内にある部活動地域移行情報から、登米市地域クラブ活動団体・指導者認定申請を教育委員会宛て提出。認定基準等ご確認の上お申し込み願います。

登米市では令和7年度新人戦以降、準備が整った団体から地域クラブ団体としてホームページや学校を通じて紹介していきます。

様式第1号①団体用

※指導者と運営担当の複数名以上で運営する団体

登米市地域クラブ活動団体・指導者認定申請書

※こちらからの申請をお願いします！



<https://forms.gle/4Sc8JnDxcVyh8Fa49>

(あて先) 登米市教育委員会

登米市地域クラブ活動団体・指導者認定を受けたいので、登米市地域クラブ活動団体・指導者認定要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

|                   |                |  |
|-------------------|----------------|--|
| 申請日               | 年 月 日          |  |
| 団体・指導者名<br>(代表者名) | フリガナ<br>(代表者 ) |  |
| 住所                | 〒              |  |
| 電話番号              | 様式第1号②指導者用     |  |
| 職業                |                |  |
| 希望する<br>競技・分野     |                |  |
| ※1                | 代表者(指導者)       |  |

登米市地域クラブ活動団体・指導者認定申請書

※こちらからの申請をお願いします！



<https://forms.gle/4Sc8JnDxcVyh8Fa49>

(あて先) 登米市教育委員会

登米市地域クラブ活動団体・指導者認定を受けたいので、登米市地域クラブ活動団体・指導者認定要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

|               |         |                |
|---------------|---------|----------------|
| 申請日           | 年 月 日   |                |
| フリガナ氏名        |         |                |
| 住所            | 〒       |                |
| 電話番号          | メールアドレス |                |
| 職業            | 生年月日    | 昭和・平成・西暦 年 月 日 |
| 希望する<br>競技・分野 |         |                |

# 登米市部活動地域移行Q&Aから

**Q 地域クラブ活動で指導者や生徒同士などのトラブルがおきた場合は？**

**A 地域クラブ活動で発生する問題や事故等の責任は、運営主体である地域クラブになります。基本的には地域クラブ内で解決しますが、所属する地域クラブや保護者との情報共有と学校に登校している生徒の心理的な部分での対応は必要になりますので、学校との連携は必要です。登米市教育委員会としましても生じた事象の程度に合わせて、登録認定の取り扱いなどしかるべき対応を検討いたします。**

# 登米市部活動地域移行Q&Aから

**Q** 休日の部活動が地域移行になった場合、土日開催される中体連や大会、コンクール、コンテストなどの引率も地域クラブの指導者が行うのですか？

**A** 中体連の大会引率については、学校部活動で参加の場合は教職員、地域クラブで参加する場合は地域クラブの指導者が基本となるでしょう。今後、地域クラブやクラブチームのエントリーがあった場合には、運営方法についての検討が必要です。中体連以外の大会やコンクール、コンテストについては、その種類や所属する地域クラブ活動の状況によって変わってきます。

# 登米市部活動地域移行Q&Aから

**Q 地域クラブで中体連に出場することができますか？**

**A 地域クラブが中体連に出場するためには、年度ごとに地域クラブで中体連に登録申請をする必要があります。**

**※ 県中体連への登録申請は、県や自治体が認める部活動地域移の受け皿となっている団体を基本としております。詳しくは、宮城県中体連ホームページを見ると地域クラブ活動のガイドラインや競技ごとの参加資格、細則等の条件が掲載されておりますので確認してください。**

# 大会参加の在り方

- ◆ 中学校体育連盟主催大会や同様の性格や背景を有する文化芸術団体が主催する中学生を対象としたコンクールにおいては、**国や日本中体連、各競技団体が定める参加基準に準ずるものとする。**
- ◆ 学校及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各種大会の参加登録の在り方を確認するとともに、その情報を生徒及び保護者に周知し、**生徒が二重登録等**の理由で大会に参加できないことがないよう、生徒や保護者の意思を十分に確認すること。

## 令和7年度 宮城県内中総体（全国・東北・県大会予選会）への参加形式と参加要件（細則） 【地域クラブ活動 用】

宮城県中体連  
ホームページ参照

大会への参加形式 「A」学校単位のチーム（選手）「B」地域クラブ活動のチーム（選手）

|               |                              |                         |
|---------------|------------------------------|-------------------------|
| 県大会           | 現行の県中総体にAもBも参加させて行う形式（全競技共通） |                         |
| 県大会への<br>予選大会 | ①                            | 県大会への予選をA、Bそれぞれの大会とする形式 |
|               | ②                            | 県大会への予選は現行の各中体連大会とする形式  |
|               | ③                            | 県大会への予選はなく、オープン参加とする形式  |

|                  |   |                                      |
|------------------|---|--------------------------------------|
| 登録可能な<br>地域クラブ活動 | 1 | 県や自治体が認める部活動地域移行の受け皿となっている団体         |
|                  | 2 | 当該校に常設する部活動がない生徒が所属している団体（主に個人種目が対象） |

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 出場制限について<br>※都市大会に対しての<br>制限も含むので注意 | <b>団体競技（種目）</b><br><b>●県内の大会に同一団体名（中体連登録された団体）でエントリーできるのは1チームのみ（リレー含む）。仮に複数の地区大会にエントリーできるだけの選手が在籍している場合においても1チームのみ。セカンドチームのエントリーも不可。弓道を除く。</b><br><b>●宮城県中総体ならびに全国中学校体育大会の競技別細則における「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」とは上記「登録可能な地域クラブ活動」の「1」が該当する。</b> |  |
|                                     | 個人競技（種目）：各競技が示す制限を厳守のこと。                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
|                                     | 個人団体共通：本県に所在のある中学校に在籍している生徒であること。                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| その他のルールについて                         | 以下の専門部毎の細則を参照。                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |



|          |   |        |                                                                                                                                                                                          |
|----------|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 軟式野球     | ① | 競技団体登録 | ・宮城県野球連盟（少年の部）にチーム登録をしていること。                                                                                                                                                             |
|          |   | チーム編成  | ・県内在住の中学生                                                                                                                                                                                |
|          |   | 出場制限   | ・同一団体名でのエントリーは1チームのみ。                                                                                                                                                                    |
|          |   | 指導者資格  | ・指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。<br>①日本スポーツ協会公認コーチ1（軟式野球）<br>②日本スポーツ協会公認コーチ3（軟式野球）<br>③BFJ公認野球指導者基礎Ⅰ（U-15）<br>※監督の保有を条件とするが、保有していない場合にベンチに入るコーチ（日常的に指導に関わり、メンバー登録される者）のうち最低1名が保有していること。         |
|          |   | その他    | ・大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。<br>※審判員については「一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。                                                                                                |
| バスケットボール | ② | 競技団体登録 | ・日本バスケットボール協会にチームおよび個人どちらも登録をしていること。                                                                                                                                                     |
|          |   | チーム編成  | ・特になし                                                                                                                                                                                    |
|          |   | 出場制限   | ・同一団体名でのエントリーは1チームのみ。                                                                                                                                                                    |
|          |   | 指導者資格  | ・地域クラブ活動として出場する場合にコーチライセンスの必要は無いが、協会登録をする際にコーチ欄には登録されていること。                                                                                                                              |
|          |   | その他    | 【出場を認める条件】<br>地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために設置されている、地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動。ただし、対象の地域クラブ活動は都道府県中学校体育連盟に加盟している単独又は複数の中学校単位で編成されており、日常的に活動が持続されている場合に限る。なお、複数の中学校から選手を選抜し、編成された地域クラブ活動の出場は認めない。 |
| 相撲       | ③ | 競技団体登録 | ・日本相撲連盟に会員登録をする。（申込の際に登録番号と所属校名を記入）                                                                                                                                                      |
|          |   | チーム編成  | ・年度当初にそれぞれの地域クラブ活動等に在籍している選手でチーム編成（団体申込）を行い、急な移籍をしてのチーム編成（団体申込）は認めない。                                                                                                                    |
|          |   | 出場制限   | ・個人戦：特になし<br>・団体戦：同一団体名でのエントリーは1チームのみ。                                                                                                                                                   |
|          |   | 指導者資格  | ・特になし                                                                                                                                                                                    |
|          |   | その他    | ・地域クラブ活動から参加の場合も所属校名を併記する。                                                                                                                                                               |

# 今後の課題

- ◇活動場所への移動手段
- ◇費用負担の在り方
- ◇人材・活動場所の確保 等

